

○五霞町イメージキャラクター「ごかりん」タオル支給要綱

令和2年11月20日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、町を広くPRするために作成した町のイメージキャラクター「ごかりん」のタオル（以下「タオル」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(タオルの支給)

第2条 町長は、町又は町職員が町のPR業務に関し使用し、及び配布する場合のほか、町のイメージアップ並びに町民のスポーツ及び文化芸能活動に対する意識高揚を図るため、スポーツ及び文化芸能の大会で、予選を伴う県全体を単位とする規模以上で開催される大会（以下「大会」という。）の出場者（監督及びコーチを含む。）に、タオルを支給することができる。

2 前項のタオルの支給枚数は、大会への出場に対し、1会計年度において1人1枚を限度とする。ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(支給対象者)

第3条 タオルの支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、大会に出場する、町内に在住する個人、町内に活動の拠点を置く団体、町立学校その他町長が適当と認めた者とする。

(支給申請)

第4条 タオルの支給を希望する支給対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめタオル支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大会実施要項
- (2) 出場者名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町又は町職員が町のPR業務に関し使用し、及び配布する場合その他町長が必要と認める場合には、申請書の提出を要しない。

(支給承認等)

第5条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、タオルの支給を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 町及び町のイメージキャラクター「ごかりん」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、タオルの支給について町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、タオルの支給の承認（以下「支給承認」という。）をするときは、タオル支給承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、支給承認に際し、条件を付することができる。

4 町長は、第2項のタオル支給承認通知書を申請者に通知した後であっても、申請者が当該大会に出場しなかった場合その他やむを得ない事情があると認めるときは、支給承認を取り消すことができる。

5 町長は、支給承認をしない場合は、タオル支給不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 支給承認を受けた者（以下「支給者」という。）は、タオルの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該大会で使用すること。

(2) タオルを第三者に転売しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が付した条件に従って使用すること。

（支給承認の取消し）

第7条 支給者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合、虚偽の申込みにより使用した場合又はこの告示の規定に違反した場合は、支給承認を取り消すとともに、既に支給したタオルを返還させることができる。

2 前項に規定する取消しによって、支給者に損害が生じることがあっても、町長は、その責めを負わないものとする。

（町の責任）

第8条 タオルの使用により、支給者が被った損害又は支給者が第三者に与えた損害に対しては、町は、一切その責めを負わないものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、タオルの支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。